

令和8年度職域保健に対する歯科保健普及啓発事業業務委託（概算契約）仕様書

1 事業の概要

（1）目的

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」においては、市民の「歯・口腔の健康」の改善のための取り組み項目を設定し、各種施策に取り組んでいく。令和8年度においては、以下の3項目の状況を一層改善していくために、職域を対象とした普及啓発を重点的に実施することを目的とした提案を求める。

- ① 定期的に歯科健診を受診している者の割合の増加
- ② 咀嚼良好者の割合の増加
- ③ 歯周炎を有する者の割合の減少

（2）実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 契約上限額

金 1,606,917円（消費税及び地方消費税含む）

3 委託業務内容

市内の事業者とその事業者に勤務する市内に住所を有する従業員等への歯科保健の普及啓発を実施する。

【啓発事業所数】

- ・24事業所

（内50人以下の小規模事業所数を半数以上とすることを目標とする）

【目標啓発人数】

- ・年間合計1,000人以上とする。

【提案項目】

ア 本企画提案に関する基本方針・目標等

イ 事業対象者の理解を深め、行動変容を促す具体的な取り組み内容

ウ 事業実施手法の工夫

（従事者の選定・配置数、会場等）

（受講対象者が一方的に受講することにならない工夫）

エ 事業対象者に対しての周知方法

オ 事業対象者からの参加申込の受付方法

カ 事業参加前と参加後の歯科保健意識の変化についての検証方法

【留意事項】

- ・事業主の協力を得やすくするため、知識の普及啓発だけではなく、参加

者の歯みがき習慣や生活習慣等の結果や簡易自己評価をもとにしたセルフケア方法等を含めること。

- ・参加者から参加できなかった他の従業員や関連する事業所、ひいては家族へも歯科保健の重要性の啓発が広がることを目指していくこと。
- ・普及啓発の実施にあたっては、事業者とその従業員（テレワーク等在宅勤務の従業員を含む）が参加しやすいように、事業者の意向を確認しながら行うこと。
- ・事業所を集合させての開催やオンライン等での開催をする場合は、質問や相談の時間を設けるなど、参加者が一方的に受講するだけにならないように工夫すること。
- ・事業対象は、市内の事業所とすること。
- ・支払時の明細については、別紙の通りとする。
- ・事業実施前には、計画書を提出すること。なお、計画書の内容や提出時期については発注担当者と協議し決定すること。
- ・事業終了後には、参加者の意識がどのように変わったのかを検証した内容の報告書を提出すること。
- ・事業実施にあたっては、契約相手方となった者と発注担当者とで共同して仕様内容を決定する。
- ・本市が実施する事業においての併設実施は不可とする。
- ・事故、損害等の対応については、受託者において行うこと。また、事故発生時の対応体制、市への連絡体制を整備するものとする。

【再委託について】

ア 「令和8年度職域保健に対する歯科保健普及啓発事業」業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（2）講演内容の検討、講演会及び口腔衛生指導の当日の運営

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結

した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があつたときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

【別紙】

令和8年度職域保健に対する歯科保健普及啓発事業業務委託（概算契約）明細書

※消費税及び地方消費税相当額を含む

件名		事業所数	単価（円）	合計（円）
出務経費	啓発事業所数	24		

見積金額の明細は上記のとおり。

委託料の確定に際しては、上記の単価に確定事業所数を乗じた金額とする。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。